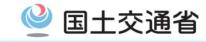
【参考資料1】

「物流革新に向けた政策パッケージ」について

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について



- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、総合的な検討を行うため、**令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置**。
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容に ついて、抜本的・総合的な対策をまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。



<構成員>

議 長 内閣官房長官

副議長 農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

構成員 内閣府特命担当大臣

(消費者及び食品安全担当)

国家公安委員会委員長

厚生労働大臣

環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長 の出席を求める。

■総理指示(令和5年3月31日)

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の<u>商慣行の見直し</u>と、物流の標準化や DX・GX等による<u>効率化の推進</u>により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企 業や消費者の<u>行動変容</u>を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が 必要です。
- このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめてください。

「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定(令和5年6月2日)

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。
- 何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。
- 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。
 - ➡中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化(※)も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主·物流事業者間における物流負荷の軽減(荷待ち、荷役時間の削減等)に向けた規制的措置等の導入(※)
- ② 納品期限(3分の1ルール、短いリードタイム)、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置等の導入(※)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化(トラックGメン(仮称))
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁**円滑化等の取組み(※)
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

(2)物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進(バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等)
- ②「物流GX」の推進

(鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等)

③「物流DX」の推進

(自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等)

- ④ 「物流標準化」の推進 (パレットやコンテナの規格統一化等)
- ⑤ 道路・港湾等の物流拠点(中継輸送含む)に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制 (80km/h) の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- 9 ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進(※)
- ② 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化(※)
- ⑤ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入(※)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達削減に向けた取組み(再配達率「半減」に向けた対策含む)
- ⑤ 物流に係る広報の推進

2. 施策の効果(2024年度分)

(施策なし) (施策あり) (効果)
・ 荷待5・荷役の削減 3時間 → 2時間×達成率3割 : 4.5ポイント

・積載効率の向上 38% → 50% ×達成率2割 : 6.3ポイント

・モーダルシフト
 ・ 再配達削減
 3.5億トン
 3.6億トン
 : 0.5ポイント
 : 3.0ポイント

合計: 14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に中長期計画を策定

3. 当面の進め方

2024年初

・ 通常国会での法制化も含めた規制的措置の具体化

2023年末まで

- ・トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」 「標準的な運賃」の改正等
- ・ 再配達率「半減」に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表

速やかに実施

・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした ガイドラインの作成・公表等



2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

「物流革新緊急パッケージ」

- 物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が来年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。このため、本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定。
- 今般、2024年が迫る中、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、以下の事項について、必要な予算の確保も含め緊急的に取り組むこととする。
- この他、中長期計画の策定など、政策パッケージの施策を着実に実施し、進捗の管理を行う。

1. 物流の効率化

- ○即効性のある設備投資・物流DXの推進
 - ・物流事業者や荷主企業の物流施設の自動化・機械化の推進、効率化・省人化やドローンを用いた配送により 人手不足へ対応
 - ・港湾物流効率化に向けた「ヒトを支援するAIターミナル」の深化や港湾物流手続等を電子化する「サイバーポート」を推進等
 - ・高速道路での自動運転トラックを対象とした路車協調システム等の実証実験等
- ○モーダルシフトの推進
 - ・鉄道(コンテナ貨物)、内航(フェリー・RORO船等)の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増
 - ・31代コンテナの利用拡大を優先的に促進しつつ、中長期的に40代コンテナの利用拡大も促進
- ○トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進
 - ・荷役作業の負担軽減や輸送効率化に資する機器・システムの導入等により、快適で働きやすい職場環境の整備を促進
 - ・労働生産性の向上に資する車両を運転するための免許の取得等のトラック運転手のスキルアップを支援

- ○標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進
- ○物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援
 - ・農産品等の流通網の強化(中継輸送等の推進)
 - ・物流施設の非常用電源設備の導入促進等による物流施設の災害対応能力の強化等の推進
 - ・モーダルシフト等に対応するための港湾施設の整備等を推進
 - ・高規格道路整備や渋滞対策、IC・空港・港湾等へのアクセス道路の整備に対する支援による物流ネットワーク の強化
 - ・トラックドライバーの確実な休憩機会の確保のため、SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充や駐車マス予約制度の導入などの取り組みの推進
- ○燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進(物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等)
- ○高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続
- ○道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

2. 荷主・消費者の行動変容

- ○宅配の再配達率を半減する緊急的な取組
 - ・ポイント還元を通じ、コンビニ受取等柔軟な受取方法やゆとりを持った配送日時の指定等を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業を実施
- ○政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

3. 商慣行の見直し

- ○トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化 (「集中監視月間」 (11~12月) の創設)
 - ・荷主による違反原因行為の調査を踏まえた「要請」等の集中実施、国土交通省及び荷主所 管・法執行行政機関による連携強化
- ○現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ(年内に対応予定)
- ○適正な運賃の収受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進
 - ・大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務 大臣による指導・勧告・命令等
 - ・大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け
 - ・トラック事業における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の(電子)書面交付の義務付け

【参考資料2】

「トラックGメン」の周知チラシ

- ·荷主周知用
- •事業者周知用

トラックGメン

がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、**荷主事業者の 支店、荷捌き場周辺などへのパトロール(現場の状況確認)**を行っており ます。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

トラックGメンとは?

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を 目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、 **違反原因行為**の疑いのある荷主·元請事業者本社への「働きかけ」や「要請」等 を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけの実例】

ケース① 運賃・料金等の不当な据置き

(農産品取扱企業・真荷主) - 改善策 -

燃料サーチャージ、運賃に ついてはトラッシュも含む全ての 輸送重量に対して積荷料金を 支払うことに



【要請の実例】

ケース① 長時間の荷待ち

(製造業・発荷主)

- 改善策 -

「入構時間の指定」「出荷 口の増設」「搬送先付近の 倉庫を『中継地点』として 活用」など)を実施



ケース② 依頼(契約)になかった附帯作業

(食品製造卸会社・真荷主等) - 改善策 -

作業範囲、運送料金、作業 附帯料金をそれぞれ分けて契約 を締結



ケース② 過精載運行の要求

(運送事業者・元請)

- 改善策 -

当該違反原因行為の防止 に向けた全社レベルの対策 強化に着手



【違反原因行為の改善が見られない場合の流

違反原因行為を荷主がしている 疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善 されない場合

働きかけ





勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかな場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、<u>トラック運送事業者が法令に違反する原因と</u>なるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間

無理な到着時間の設定

過積載になるような依頼







⇒過労運転防止義務違反 を招くおそれ ⇒最高速度違反を招く おそれ ⇒過積載運行を招く おそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

- ●依頼にない附帯業務
 - …契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
- ●運賃・料金の不当な据置き
 - …運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない
- ドライバーの拘束時間超過
 - …配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる
- 異常気象時の運行指示
 - …気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。

(トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773



トラックGメンポータルサイト ※内容は順次更新中

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357 愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



困りごと、ありませんか。

情報ください



投稿サイト

恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転防止義務 違反を招くおそれが あります。





無理な到着 時間の設定

最高速度違反を 招くおそれがありま す。

過積載になる ような依頼

過積載運行を招く おそれがあります。





異常気象時 の運行指示

輸送安全確保義 務違反を招くおそ れがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- ●依頼(契約)にない附帯作業(貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- ●運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に 対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773



トラックGメン ポータルサイト ※内容は順次更新中

徳島運輸支局 輸送·監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光·輸送·監査部門 087-882-1357 愛媛運輸支局 輸送·監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送·監査部門 088-866-7311



「トラック G メン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を 目指すため**国土交通省が創設した専門部隊**です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、 違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者本社への「働きかけ」や「要請」等 を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】





【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった附帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -

作業範囲、運送料金、作業 附帯料金をそれぞれ分けて契約 を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -

「入構時間の指定」「出荷口の 増設」「搬送先付近の倉庫を『中 継地点』として活用」など)を実施



再発の場合

国土交通大臣

名の要請書発出

事実明確な

場合は即要請

目安箱(具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、 該当する項目1つを選択してくださ い、[必須]

- 4. 特別と野なる権法の作業等
- 6. 佐頼にはなかったっぺい貼り・検品などの削累作業等

U. [89]	〇 7、高洋料金など資訊の自己負担機 〇 8、満分に関係す数(つぶれ、被称、ヘニカ、ごすれ、様れなど)への対応等 〇 9、展末出業によるトラブル機 〇 10、その他、コンプライアンス可に誘調を采取れるもの (内域: この) ※複数態出するそのがある場合には、場合時に複数細に分けてご和入ください。	
Q2. 記入例を参考にしなから、ご意 見・事例を具体的にご入力ください。	[度入明日と民入明]	
	・トラックの課題	► 2 9 0 0 A 3 2
	- tv =	— ▼ 年 ■ ▼] 用頃
	-# #	(和大阪) - (版人分析) - (版入分析)
	~端 飛	(記入前) (記入前) 1.「次火線子代田区店・間2丁円」の「商ヶ間第3物次センター) 2.「神会川連絡田市朝地区」の「神会川連絡立位(森) 三列の物文表議) 3.「交火線子代田区」の「中州市の物次センター) (住1) 将す名のご記入が際した場合は、上記記入列3のように使用と期間をご記入下さい。 (注2) 可能力度り、終す名及7場所のご記入を出稿、増しますが、どうしてもご記入下さい。(注2) 可能力度り、終す名及7場所のご記入を出稿、増しますが、どうしてもご記入下さない場合は、終す名、(又以角弾) をご記入ください。
	- JN 94	【 白由紀入間 】 和入例1 「10時」に対義例まされ、主動に着いたのに「3時間」以上待たされた 紀入例2 当日、予定にない何等「2/しット」か追加で描込み也前された 和入例3 「パレット例役」と聞いていたのに「手術役」だった 和入例4 例目が高減退数を使用した分の料金的用をする条件であったのに 「高減料金を包担」してくれなかった

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への 投稿をお願いします。

改善計

画策定

フォロ-

アップ

投稿いただきたい内容

- ○ご意見・事例の分類
- ・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ○ご意見・事例の具体的な内容
- ・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- ○貨物の種類
- ・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- ○発着荷主の業態
- ・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- ○投稿者の情報
- ・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
- ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を 選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。
- ※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が 特定されないように配慮します。